

## 令和4年度 DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の強化について

本市では、令和3年9月に策定した「第5次京都市男女共同参画計画」において、「DV対策の強化」を重点分野に掲げ、関係機関と連携を図りながら、相談・支援、啓発等の取組を総合的に推進している。

平成23年10月には、DV対策の中核施設として「京都市DV相談支援センター（以下「DVセンター」という。）」を開所し、初期の相談から長期にわたる自立生活まで、継続した支援を行っている。

また、DV根絶のための市民への普及啓発や学校における人権教育の推進、緊急避難場所の確保など被害者の保護、児童相談所をはじめとする各支援機関とのネットワークの構築など自立支援の充実等にも取り組んでいる。

### <令和4年度の主な事業実績>

#### 1 相談体制等

##### (1) DVセンターにおける支援の状況

###### ア 相談支援件数

|          | 元年度   | 2年度   | 3年度   | 4年度   |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| 電話       | 4,794 | 5,117 | 4,885 | 4,851 |
| 来所等      | 1,065 | 992   | 1,048 | 1,047 |
| 緊急ホットライン | 103   | 86    | 104   | 64    |
| 合計       | 5,962 | 6,195 | 6,037 | 5,962 |

###### イ DV被害者への支援状況

|     | 同行支援<br>代行支援 | 安全確保<br>(民間シェルター) | 保護命令の<br>申請 | DV相談証明書発行 |          | 法律相談 | カ ウ ン セ<br>リ ン グ |
|-----|--------------|-------------------|-------------|-----------|----------|------|------------------|
|     |              |                   |             |           | うち住基閲覧制限 |      |                  |
| 元年度 | 3 9 7        | 3                 | 1 7         | 2 1 0     | 1 5 2    | 5 0  | 6 7              |
| 2年度 | 3 2 2        | 5                 | 1 1         | 3 7 1     | 1 8 5    | 4 2  | 9 0              |
| 3年度 | 3 9 4        | 6                 | 1 1         | 2 6 5     | 1 7 7    | 3 5  | 6 7              |
| 4年度 | 3 9 9        | 9                 | 4           | 2 8 7     | 1 9 7    | 2 8  | 7 0              |

##### (2) ウィングス京都における相談件数

|                                     | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|-------------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 女性への暴力専門相談（面接）<br>（月・火・木～土曜日（祝日除く）） | 185 | 119 | 62  | 129 |
| 男性のためのDV電話相談<br>（毎月第2、第4火曜日）        | 17  | 20  | 20  | 21  |

### 実施効果・評価

令和2年度、3年度はコロナ禍において、特別定額給付金（1人10万円）をはじめとする各種給付金やワクチン接種券を住民票地とは別の住所に避難しているDV被害者が受け取るための支援を行ったため、DVセンターの相談件数が増加した。各事業に該当する可能性のあるDV被害者にその都度個別連絡し、丁寧な支援が実施できた。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ウィングス京都を一時閉館したことにより、女性への暴力専門相談（面接）の相談件数が令和2年度、3年度は例年より少なくなったが、令和4年度は増加に転じており、継続して相談窓口を運営する。

## 2 被害者支援

### (1) 民間シェルターへの支援

#### ア 京都市民間緊急一時保護施設補助金

京都府家庭支援総合センター等で満室等の理由により保護できない場合などに、DV被害者の安全確保のため一時保護を行う民間の緊急一時保護施設（民間シェルター）に対し、家賃補助を行う。

令和4年度実績：1, 404, 000円交付（3室×12箇月）

#### イ 京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業費補助金

DVセンターからの依頼に基づき、民間シェルターや母子生活支援施設がDV被害者の緊急時における安全確保を行った場合に、運営団体に対して措置費を支給。

|     | 補助金額(円) | 延べ日数(日) | 利用者数(人)<br>(母子合計) |
|-----|---------|---------|-------------------|
| 元年度 | 120,750 | 9       | 9                 |
| 2年度 | 196,920 | 15      | 13                |
| 3年度 | 213,780 | 19      | 12                |
| 4年度 | 408,590 | 33      | 18                |

#### 実施効果・評価

公的シェルターだけでは対応できないニーズに応え、DV被害者の身の安全確保に寄与できた。イの措置費については、令和4年度はコロナによる行動制限の緩和等により、避難者が増加したため、過去最多の実績となった。

### (2) 市営住宅優先入居

DV被害者の居住の安定による自立支援を目的として、DV被害者向けの市営住宅への優先入居を年4回（5月、7月、10月、1月）実施。

|     | 募集戸数 | 応募件数 | 入居件数 |
|-----|------|------|------|
| 元年度 | 31   | 1    | 0    |
| 2年度 | 24   | 2    | 2    |
| 3年度 | 30   | 0    | 0    |
| 4年度 | 23   | 2    | 2    |

#### 実施効果・評価

従来、入居要件として、保護命令や一時保護、母子生活支援施設等に入所中、などに該当する必要があったが、令和4年度から要件が緩和され、子など同居する親族がいる場合は、DVセンターが発行するDV相談証明等があれば可となった（単身者は従来どおり）。対象は広がったが、入居要件を満たす場合であっても、希望地域の募集がない等の理由から入居実績は低調となっている。

### (3) DV被害者自立支援

#### ア ウィングス京都におけるDV被害者自立支援

ウィングス京都において、DV被害者の心身の回復を目的として、カウンセラーの助言と立ち合いの下、当事者同士で語り合う機会を提供する連続講座「わたしが私でいるために」や、読書を通じてトラウマの影響や自分を大切にするセルフケアを学ぶ「トラウマ・ケアの読書会」を実施した。

令和4年度実績：講座 3回 延べ21名  
読書会 11回 延べ153名

#### **実施効果・評価**

DV被害者同士が集い、お互いの状況を分かち合うことで、自身に起きていることを整理し心身の回復を支える場を提供できたとともに、当事者のゆるやかなつながり作りにも寄与しており、今後も継続した支援を実施する。

### **イ 京都市DV相談支援センターにおけるDV被害者自立支援**

DVセンターの利用者を対象に、加害者から避難し、新しい生活を始める中で気軽に参加できる催しを定期的に実施。DV被害者に有益な実務的なプログラムも交えながら、孤立しがちな被害者の回復過程における心理的サポートにも取り組んでいる。

令和4年度実績：開催2回、延べ参加者数12名

#### **実施効果・評価**

少人数で話しやすい雰囲気づくりにより、プログラムの最後には参加者同士で会話が弾む姿も見られるなど、DV被害者の居場所として機能している。被害者の状況や心身の回復具合に合わせ、DVセンターから個別に声掛けをしているため、小規模な取組になっている。

## **3 市民への普及啓発**

### **(1) DV予防講座等**

#### **ア 基礎講座**

ウイングス京都において、一般市民向け基礎講座「みんなで考える男女共同参画講座」のテーマの1つにDVを取り上げるとともに、企業・教職員・団体向けの出前講座のテーマの1つとして設定し、講座開催依頼に対応した。

令和4年度実績：みんなで考える男女共同参画講座 テーマ「DV」 45名  
出前講座 1件（専門学校の助産学科）

#### **実施効果・評価**

毎年定期的に実施する基礎講座や出前講座のテーマとして設定することで、一般市民等がDVの基礎知識を気軽に学べる機会を提供できた。

### **イ 対象者に応じたオーダーメイド型講座等**

学生など若年層を含む幅広い年齢の市民にDVに関する正しい知識を周知するとともに、被害者の早期発見によって被害の深刻化を防ぐため、初期の相談に対応する関係者等を対象としたDV予防講座を実施。また、若年層向けにデートDV予防を啓発するDVDやリーフレット「デートDVの基礎知識」を学校や警察からの依頼に応じて提供している。

令和4年度実績：講座4回、参加者数314名（母子生活支援施設1、中学校2、病院1）

#### **実施効果・評価**

母子生活支援施設には面会交流や外国籍の夫の対応など、医療従事者には被害者の早期発見や二次被害の予防、DVセンターとの連携について、中学生には事前のアンケートでデートDVの認知度を確認したうえで講座を構成し、ロールプレイを行うなど、対象者に応じた具体的な情報を効果的に伝えることができた。ニーズを掘り起こしながら、引き続き実施する。

## (2) 「女性に対する暴力をなくす運動（１１月１２日～１１月２５日）」期間中の取組

期間中に、幅広い層への周知・啓発を目的として、様々な取組を実施。パネル展示においては、家庭内で発生する暴力に対し効果的に啓発を行うため、児童虐待防止と共同で実施した。

- ・ パープルリボンキャンペーン（京都タワーライトアップ、啓発物品配布）
- ・ 京都市役所ライトアップ
- ・ 市役所分庁舎、各区役所、ウィングス京都等でのパネル展示
- ・ 地下鉄広告
- ・ シティリビング、リビング京都への広告掲載
- ・ きょう☆COLORへの掲載
- ・ すこやかクラブ京都広報紙への掲載
- ・ SNSでの発信（京都市公式LINE・X（旧twitter）・facebook、京都市共生社会推進室X（旧twitter）・facebook、大学生向けアプリ（KYO-DENT等）

### 実施効果・評価

DV防止について性別、年齢を問わず広く周知を行った。若年層、子育て世代、高齢者等、対象を絞った効果的な啓発もさらに検討する必要がある。

## 4 関係機関との連携協力

DV被害者支援を円滑に実施するため、様々な関係機関と連携協力し、事案に即した具体的な支援策の協議や取組の連携の促進を図っている。

- ・ 府市合同により３４機関で構成されている「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」において、全体会議と３つの実務者会議（相談部会、啓発部会、保護自立支援部会）を開催。ネットワーク京都会議の主催により、DVをテーマとしたシンポジウムを毎年開催している。

＜令和４年度＞１２月７日 京都リサーチパークにて

基調講演「DV被害者支援としての加害者対策について」

立命館大学 産業社会学部教授 中村 正 氏

- ・ 市内を所管している警察署及び京都府警察本部生活安全対策課と被害者の安全確保に係る会議を開催。
- ・ 個々の実情に応じ、よりよい支援の向上に資するため、弁護士との連絡会を開催。
- ・ DV防止法に基づく保護命令事件の適正・迅速な処理のため、京都地方裁判所開催の関係者会議において保護命令に係る審理及び手続に関する諸問題について協議。